

## 2026年JAF国内カート競技車両規則

※下線部分：変更箇所

2026年規則		2025年規則	
第1章 カート競技車両の分類と定義		第1章 カート競技車両の分類と定義	
第1条 カート競技車両の分類		第1条 カート競技車両の分類	
カート競技に使用する車両を次の通り分類する。		カート競技に使用する車両を次の通り分類する。	
1) (略)		1) (略)	
2) (略)		2) (略)。	
1. カート競技車両のクラス区分		1. カート競技車両のクラス区分	
カートは、使用されるエンジンによって、次の <u>8</u> つのカテゴリーに区分される。		カートは、使用されるエンジンによって、次の <u>9</u> つのカテゴリーに区分される。	
クラスOK、KZ、KZ2、EVは格式準国内以上の競技として行われなければならない。		クラスOK、KZ <u>1</u> 、KZ2、EVは格式準国内以上の競技として行われなければならない。	
～略～		～略～	
	カテゴリー	クラス	排気量
1	FP	<u>FP-Jr Cadets</u>	100cc
		<u>FP-Jr</u>	100cc
		FP-2	100cc
		FP-3	100cc
2	FC	<u>FC-2</u>	125cc
		<u>FC</u>	125cc
3	FS	<u>FS-Mini</u>	60cc
		<u>FS-100</u>	100cc
		<u>FS-125 Mini</u>	125cc
		<u>FS-125 Junior</u>	125cc
		<u>FS-125</u>	125cc
		<u>FS-KZ125</u>	125cc
	カテゴリー	クラス	排気量
1	FP	<u>FP-Jr</u>	100cc
		<u>FP-Jr Cadets</u>	100cc
		FP-2	100cc
		FP-3	100cc
2	FC	<u>FC</u>	125cc
		<u>FC-2</u>	125cc
3	<u>FS-4</u>	<u>FS-4</u>	280cc

		<u>F S - K Z 1 7 5</u>	1 7 5 cc
		<u>F S - 4</u>	2 8 0 cc
<u>4</u>	OK	<u>OK - J u n i o r</u>	1 2 5 cc
		<u>OK</u>	1 2 5 cc
<u>5</u>	K Z	K Z 2	1 2 5 cc
		K Z	1 2 5 cc
<u>6</u>	<u>S u p e r k a r t</u>	<u>S u p e r k a r t</u>	2 5 0 cc
<u>7</u>	<u>M i n i</u>	<u>M i n i</u>	6 0 cc
<u>8</u>	EV	<u>E V - M i n i</u>	—
		<u>E V - J u n i o r</u>	—
		<u>E V</u>	—

第2条～第5条（略）

## 第6条 寸法と重量

### 1. 技術仕様

車両各部の寸法は、次に規定する範囲内のものでなければならぬ。

- 1) 車両全長：182cm以下（フロントフェアリングを除く）とする。Superkartについては210cm以下とする。
- 2) 車両最大幅：140cm以下とする。FP-Jr Cadetsは、120cm以下とする。
- 3) ホイールベース：101cm以上、127cm以下とする。FP-Jr Cadetsは90cm以上、95cm以下とする。Superkartは、106cm以上127cm以下とする。
- 4) トレッド：タイヤの接地面の中心線をもって測定し、ホイールベースの2/3以上とする。
- 5) 高さ：シートを除き、地上から65cmを超えてはならない。
- 6) いずれの部材もフロントフェアリング、リアホイールプロテクション（リアホイールプロテクションを装着していない場合またはS

<u>4</u>	<u>F S - 1 2 5</u>	<u>F S - 1 2 5</u>	1 2 5 cc
		<u>F S - 1 2 5 J u n i o r</u>	1 2 5 cc
<u>5</u>	OK	<u>OK</u>	1 2 5 cc
		<u>OK - J u n i o r</u>	1 2 5 cc
<u>6</u>	K Z	K Z 2	1 2 5 cc
		K Z 1	1 2 5 cc
<u>7</u>	<u>S u p e r k a r t</u>	<u>S u p e r k a r t</u>	2 5 0 cc
<u>8</u>	<u>M i n i</u>	<u>M i n i</u>	6 0 cc
<u>9</u>	EV	<u>E V</u>	—
		<u>E V - J u n i o r</u>	—
		<u>E V - J r C a d e t s</u>	—

第2条～第5条（略）

## 第6条 寸法と重量

### 1. 技術仕様

車両各部の寸法は、次に規定する範囲内のものでなければならない。

- 1) 車両全長：182cm以下（フロントフェアリングを除く）とする。Superkartについては210cm以下とする。
- 2) 車両最大幅：140cm以下とする。FP-Jr Cadetsは、120cm以下とする。
- 3) ホイールベース：101cm以上、127cm以下とする。FP-Jr Cadetsは90cm以上、95cm以下とする。Superkartは、106cm以上127cm以下とする。
- 4) トレッド：タイヤの接地面の中心線をもって測定し、ホイールベースの2/3以上とする。
- 5) 高さ：シートを除き、地上から65cmを超えてはならない。
- 6) いずれの部材もフロントフェアリング、リアホイールプロテクション（リアホイールプロテクションを装着していない場合またはS

uper kartの場合は、リアバンパー) によって形成される四辺形から突出してはならない。

## 2. 重量

### 1) 車両最低重量制限

- ①カテゴリーF P : F P – J r Cadets : 110kg  
: F P – J r : 130kg  
: F P – 2 : 145kg  
: F P – 3 : 150kg
- ②カテゴリーF C : F C – 2 : 165kg  
: F C : 165kg
- ③カテゴリーF S : F S – M i n i : 別途定める  
: F S – 1 0 0 : 別途定める  
: F S – 1 2 5 M i n i : 別途定める  
: F S – 1 2 5 J u n i o r : 別途定める  
: F S – 1 2 5 : 別途定める  
: F S – K Z 1 2 5 : 別途定める  
: F S – K Z 1 7 5 : 別途定める  
: F S – 4 : 別途定める
- ④カテゴリーOK : OK – J u n i o r : 140kg  
: OK : 150kg
- ⑤カテゴリーK Z : K Z 2 : 175kg  
: K Z : 175kg
- ⑥カテゴリーSuperkart : Superkart : 208kg/218kg
- ⑦カテゴリーMin i : Min i : 110kg
- ⑧カテゴリーE V : E V – M i n i : 別途定める  
: E V – J u n i o r : 別途定める  
: E V : 別途定める

2) ~ 3) (略)

Superkartの場合は、リアバンパー) によって形成される四辺形から突出してはならない。

## 2. 重量

### 1) 車両最低重量制限

- ①カテゴリーF P : F P – J r : 130kg  
: F P – J r Cadets : 110kg  
: F P – 2 : 145kg  
: F P – 3 : 150kg
- ②カテゴリーF C : F C : 165kg  
: F C – 2 : 165kg
- ③カテゴリーF S – 4 : F S – 4 : 別途定める
- ④カテゴリーF S – 1 2 5 : F S – 1 2 5 : 別途定める  
: F S – 1 2 5 Junior : 別途定める
- ⑤カテゴリーOK : OK : 150kg  
: OK – Junior : 140kg
- ⑥カテゴリーK Z : K Z 2 : 175kg  
: K Z 1 : 175kg
- ⑦カテゴリーSuperkart : Superkart : 208kg/218kg
- ⑧カテゴリーMin i : Min i : 110kg
- ⑨カテゴリーE V : E V : 別途定める

2) ~ 3) (略)

4) カートの重量を单一または複数のバラストを用いて調整することが認められるが、バラストは固定ブロックで、直径最小6 mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けられていなければならない。

Superkartにおいては、バラストはシートに取り付けられてはならず、直径最小6 mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーフレームのメインチューブまたはフロアトレイにのみ取り付けることができる。

## 第7条 バンパー

バンパーとは、フロント、リアおよびサイドに義務付けられる防護物である。バンパーには、磁気反応鋼材を用いなければならない。

### 1. フロントバンパー (Superkartを除く)

1) ~ 3) (略)

### 2. Superkartのフロントバンパー

地上からの高さ：最小150 mm。シャシーフロントメンバーの上方に平行に取り付けられる。バンパーは最小15 mmの直径を持ち、相互に溶接された1つあるいはいくつかのチューブからなる。それに義務付けられるフロントフェアリングの取り付けが可能でなければならない。

### 3. リアバンパー (Superkartを除く)

下記1) または2) に示すいずれかの基準に適合しなければならない。

1) ~ 2) (略)

### 4. Superkartのリアバンパー

義務付けられ、それは少なくとも直径18 mm、厚さ1.5 mmを有し、地上から150 ± 20 mmの高さに位置する少なくとも1本のバーから構成される。本装置は少なくとも2か所でサブルシステムのよななものでフレームに固定されなければならず、その最小幅は1,100 mmで、最大幅はカートのリアトレッドまでとする。その両端に

4) カートの重量を单一または複数のバラストを用いて調整することが認められるが、バラストは固定ブロックで、直径最小6 mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けられていなければならない。

Superkartにおいては、バラストはシートに取り付けられてはならず、直径最小6 mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャシーフレームのメインチューブまたはフロアトレイにのみ取り付けることができる。

## 第7条 バンパー

バンパーとは、フロント、リアおよびサイドに義務付けられる防護物である。バンパーには、磁気反応鋼材を用いなければならない。

### 1. フロントバンパー (Superkartを除く)

1) ~ 3) (略)

### 2. Superkartのフロントバンパー

地上からの高さ：最小150 mm。シャシーフロントメンバーの上方に平行に取り付けられる。バンパーは最小15 mmの直径を持ち、相互に溶接された1つあるいはいくつかのチューブからなる。それに義務付けられるフロントフェアリングの取り付けが可能でなければならない。

### 3. リアバンパー (Superkartを除く)

下記1) または2) に示すいずれかの基準に適合しなければならない。

1) ~ 2) (略)

### 4. Superkartのリアバンパー

義務付けられ、それは少なくとも直径18 mm、厚さ1.5 mmを有し、地上から150 ± 20 mmの高さに位置する少なくとも1本のバーから構成される。本装置は少なくとも2か所でサブルシステムのよななものでフレームに固定されなければならず、その最小幅は1,100 mmで、最大幅はカートのリアトレッドまでとする。その両端に

は角部があつてはならず、少なくとも半径 60 mmの曲げを有していること。

##### 5. リアプロテクション

すべてのカテゴリーにおいて、リアプロテクションの装着が義務付けられ、次の条件を満たさなければならない。

F P – J r Cadets と F C を除き、C I K – F I A 公認のリアプロテクションを装着すること。

なお、F P – J r Cadets, F S – M i n i 及び F S – 1 2 5 M i n i のリアプロテクションは C I K – F I A 公認リアプロテクションを強く推奨とする。

1) リアプロテクションおよびシャシーに取り付けるための支持具は、F P – J r Cadets と F C を除き、C I K – F I A 公認を取得していること (C I K – F I A ロゴおよび公認番号)。

2) ~ 1 3) (略)

##### 6. 1) ~ 7) (略)

(8) サイドバンパーの外形幅は、カートの縦軸に対応していること。

下部バー : 500+/-20 mm (19)

上部バー : 500+100/-20 mm (20)

サイドバンパーは Superkart には義務付けられない。

以下、第 7 条バンパーにおける基準 B/C 参考図

は角部があつてはならず、少なくとも半径 60 mmの曲げを有していること。

##### 5. リアプロテクション

すべてのカテゴリーにおいて、リアプロテクションの装着が義務付けられ、次の条件を満たさなければならない。

F P – J r Cadets と F C を除き、C I K – F I A 公認のリアプロテクションを装着すること。

1) リアプロテクションおよびシャシーに取り付けるための支持具は、F P – J r Cadets と F C を除き、C I K – F I A 公認を取得していること (C I K – F I A ロゴおよび公認番号)。

2) ~ 1 3) (略)

##### 6. 1) ~ 7) (略)

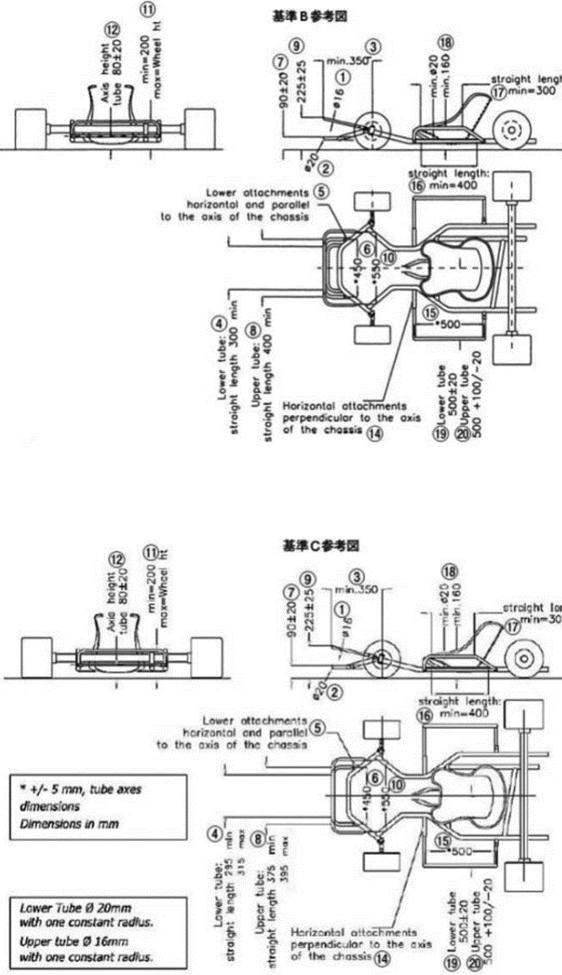
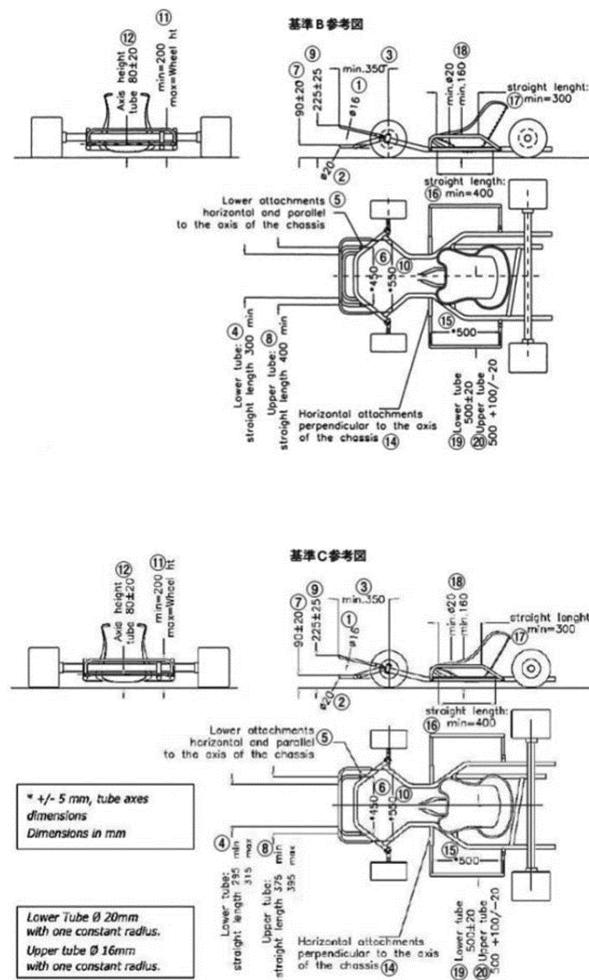
(8) サイドバンパーの外形幅は、カートの縦軸に対応していること。

下部バー : 500+/-20 mm (19)

上部バー : 500+100/-20 mm (20)

サイドバンパーは Superkart には義務付けられない。

以下、第 7 条バンパーにおける基準 B/C 参考図



## 第8条 (略)

### 第9条 ボディワーク

車体の構造は次の通りとする。なお、C I K-F I A公認ボディワーク（取付方法を含む）は、全ての国内競技に有効である。

## 第8条 (略)

### 第9条 ボディワーク

車体の構造は次の通りとする。なお、C I K-F I A公認ボディワーク（取付方法を含む）は、全ての国内競技に有効である。

<p>1. ボディワーク (<u>Superkart</u>を除く)</p> <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>3) 材質</p> <p>非金属、すなわちカーボンファイバー、ケブラーおよびグラスファイバーは、<u>Superkart</u>を除き禁止とする。全カテゴリーについて、プラスチック製の場合は、分散しないものでなければならず、破損した際に鋭角な部分が生じてはならない。</p> <p>4) ~ 6) (略)</p> <p>2. <u>Superkart</u>のボディワーク (略)</p>	<p>1. ボディワーク (<u>Superkart</u>を除く)</p> <p>1) ~ 2) (略)</p> <p>3) 材質</p> <p>非金属、すなわちカーボンファイバー、ケブラーおよびグラスファイバーは、<u>Superkart</u>を除き禁止とする。全カテゴリーについて、プラスチック製の場合は、分散しないものでなければならず、破損した際に鋭角な部分が生じてはならない。</p> <p>4) ~ 6) (略)</p> <p>2. <u>Superkart</u>のボディワーク (略)</p>
<p>第10条～第14条 (略)</p> <p>第15条 ブレーキ</p> <p>すべてのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に作動する有効な足踏式ブレーキを備えなければならない。</p> <p>ブレーキは、ドラムまたはディスク型のいずれでもよい。 連結するワイヤーおよびロッドは2重にすることが推奨される。 手動操作フロントブレーキは、カテゴリーFCでの装着が禁止される。</p> <p>ノンギアボックスのカテゴリーでは、フロントブレーキの装着は禁止される。</p> <p>ブレーキディスクがシャシーフレームのメインチューブより下方に突出している場合、有効なリアブレーキディスク保護パット（テフロン、ナイロン、デルリン、カーボンファイバー、ケブラーまたはリルサン製）が<u>Superkart</u>を除く全てのカテゴリーに推奨される。この防護物は、シャシーの縦方向でディスクに対して側面、またはディスク下方に位置していかなければならない。</p> <p><u>Superkart</u>においては、ワイヤー作動式のブレーキ装置は禁止され、ブレーキライトが推奨される。</p>	<p>第10条～第14条 (略)</p> <p>第15条 ブレーキ</p> <p>すべてのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に作動する有効な足踏式ブレーキを備えなければならない。</p> <p>ブレーキは、ドラムまたはディスク型のいずれでもよい。 連結するワイヤーおよびロッドは2重にすることが推奨される。 手動操作フロントブレーキは、カテゴリーFCでの装着が禁止される。</p> <p>ノンギアボックスのカテゴリーでは、フロントブレーキの装着は禁止される。</p> <p>ブレーキディスクがシャシーフレームのメインチューブより下方に突出している場合、有効なリアブレーキディスク保護パット（テフロン、ナイロン、デルリン、カーボンファイバー、ケブラーまたはリルサン製）が<u>Superkart</u>を除く全てのカテゴリーに推奨される。この防護物は、シャシーの縦方向でディスクに対して側面、またはディスク下方に位置していかなければならない。</p> <p><u>Superkart</u>においては、ワイヤー作動式のブレーキ装置は禁止され、ブレーキライトが推奨される。</p>

## 第16条 (略)

### 第17条 シート

いかなる場合もドライバーが、完全にフィットされるものでなければならない。ドライバーの脚部が、前方においてコントロールペダルを操作する位置になければならない。シートベルトは禁止される。すべてのシートは、シートの支柱と取り付け点に、金属やナイロン補強材を備えていなければならない。補強材は最低1.5 mmの厚さとし、表面は最小13平方センチまたは最小直径40mmでなければならない。支柱すべて各先端をボルトで留めるか溶接されていなければならない。もしこれらの支柱を使用しない場合、使用しない支柱をシャシー／フレームから取り除かなければならない。

F P – J r Cadetsについては、エンジン搭載に伴う最小限のシートステイの改造が認められる。

Superkartのシートにはヘッドレストが備わっていなければならない。

### 第18条 ペダル

ペダルは、いかなる場合もシャシーの外側に出ないように取り付けられていなければならない。

ペダルはマスターシリンダーの前に配置されなくてはならない。

Superkartについてのみ、ブレーキペダルとマスターシリンダーを作動させるすべての部品は鉄製でなければならない、かつ加えられる力に耐えうる十分な強度を備えていなければならない。

### 第19条 (略)

### 第20条 エンジン

#### 1. 概 要

エンジンとは、シリンダーブロック、クランクケース、該当する

## 第16条 (略)

### 第17条 シート

いかなる場合もドライバーが、完全にフィットされるものでなければならない。ドライバーの脚部が、前方においてコントロールペダルを操作する位置になければならない。シートベルトは禁止される。すべてのシートは、シートの支柱と取り付け点に、金属やナイロン補強材を備えていなければならない。補強材は最低1.5 mmの厚さとし、表面は最小13平方センチまたは最小直径40mmでなければならない。支柱すべて各先端をボルトで留めるか溶接されていなければならない。もしこれらの支柱を使用しない場合、使用しない支柱をシャシー／フレームから取り除かなければならない。

F P – J r Cadetsについては、エンジン搭載に伴う最小限のシートステイの改造が認められる。

Superkartのシートにはヘッドレストが備わっていなければならない。

### 第18条 ペダル

ペダルは、いかなる場合もシャシーの外側に出ないように取り付けられていなければならない。

ペダルはマスターシリンダーの前に配置されなくてはならない。

Superkartについてのみ、ブレーキペダルとマスターシリンダーを作動させるすべての部品は鉄製でなければならない、かつ加えられる力に耐えうる十分な強度を備えていなければならない。

### 第19条 (略)

### 第20条 エンジン

#### 1. 概 要

エンジンとは、シリンダーブロック、クランクケース、該当する場

場合はギヤボックス、点火システム、1つまたは複数のキャブレターおよび排気マフラーを含め、走行可能状態の車両の推進装置一式と理解される。

全てのインジェクション・システムを禁止する。燃料以外の物質の噴霧は禁止とする。

エンジンは、コンプレッサー他、いかなるシステムの過給装置も装備されていてはならない。

SuperkartおよびF Pについては、空冷または液冷方式による冷却装置（100ccのシリンダーおよびシリンダーヘッドのみ）が許可される。液冷方式の場合、水（H<sub>2</sub>O）のみが許可される。エンジン内部のいかなる改造も、材質の変更を除いてのみ行われる。

OK、OK-Junior、KZ2、KZのエンジンは、製造者のカタログに記載され、CIK-FIAによって設定された書式に基づく「公認書式」に記載される対象とならなければならない。この公認書式は、ASNおよびCIK-FIAによって証印が押され、署名されるものとする（公認規則参照）。

Superkartのエンジンは、製造者の正規スペアパーツ・カタログとともに、CIK-FIAに承認されていなければならない（CIK-FIAの承認規則参照）。

2. (略)

3. 水 冷

場合はギヤボックス、点火システム、1つまたは複数のキャブレターおよび排気マフラーを含め、走行可能状態の車両の推進装置一式と理解される。

全てのインジェクション・システムを禁止する。燃料以外の物質の噴霧は禁止とする。

エンジンは、コンプレッサー他、いかなるシステムの過給装置も装備されていてはならない。

SuperkartおよびF Pについては、空冷または液冷方式による冷却装置（100ccのシリンダーおよびシリンダーヘッドのみ）が許可される。液冷方式の場合、水（H<sub>2</sub>O）のみが許可される。エンジン内部のいかなる改造も、材質の変更を除いてのみ行われる。

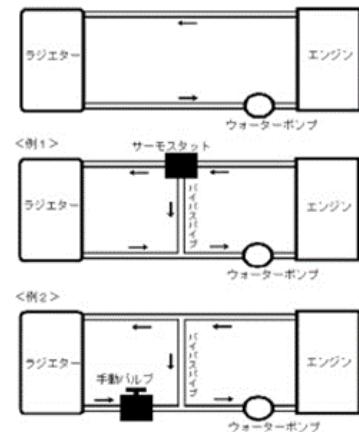
OK、OK-Junior、KZ2、KZ1のエンジンは、製造者のカタログに記載され、CIK-FIAによって設定された書式に基づく「公認書式」に記載される対象とならなければならない。この公認書式は、ASNおよびCIK-FIAによって証印が押され、署名されるものとする（公認規則参照）。

Superkartのエンジンは、製造者の正規スペアパーツ・カタログとともに、CIK-FIAに承認されていなければならない（CIK-FIAの承認規則参照）。

2. (略)

3. 水 冷

液冷方式の場合、水 (H<sub>2</sub>O) のみが許可される。水冷方式を用いるすべてのカテゴリーについて、ラジエターはシャシー／フレームの

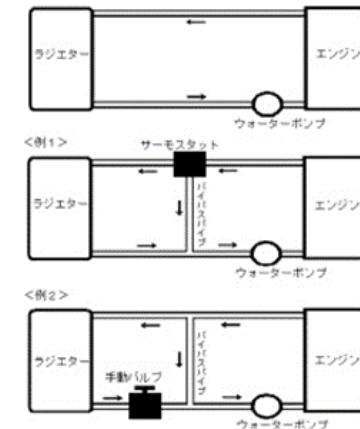


上方で、地面からの高さ最大 50 cm、リアホイールの中心線の前方 Superkartについてはフロントホイールの中心線の後方) 最大 55 cm までに位置しなければならず、シートと干渉してはならない。Superkartにおいて、後方に設置されるラジエターはカートの両側端から 150 mm 以内に配置されてはならない。すべての配管は熱 (150 °C) と圧力 (10 バール) に耐えるよう設計された材質のものでなければならない。温度を調整するため、ラジエターの前面または後面への遮蔽システムの取り付けに限り許可される。この装置は可動式 (調整可能) でもよいが、カートの走行中に取り出すことができてはならず、危険な要素が含まれていてはならない。メカニカルバイパスシステム (サーモスイッチタイプ) は、バイパスラインを含め認められる。

#### 4. ウォーターポンプ

カテゴリー FC、FS-125、OK、OK-Junior および Superkartを除き、ウォーターポンプはエンジンから独立し、エンジンもしくはリアホイールアクスルにより機械的に制御されなくてはならない。

液冷方式の場合、水 (H<sub>2</sub>O) のみが許可される。水冷方式を用いるすべてのカテゴリーについて、ラジエターはシャシー／フレームの



上方で、地面からの高さ最大 50 cm、リアホイールの中心線の前方 Superkartについてはフロントホイールの中心線の後方) 最大 55 cm までに位置しなければならず、シートと干渉してはならない。Superkartにおいて、後方に設置されるラジエターはカートの両側端から 150 mm 以内に配置されてはならない。すべての配管は熱 (150 °C) と圧力 (10 バール) に耐えるよう設計された材質のものでなければならない。温度を調整するため、ラジエターの前面または後面への遮蔽システムの取り付けに限り許可される。この装置は可動式 (調整可能) でもよいが、カートの走行中に取り出すことができてはならず、危険な要素が含まれていてはならない。メカニカルバイパスシステム (サーモスイッチタイプ) は、バイパスラインを含め認められる。

#### 4. ウォーターポンプ

カテゴリー FC、FS-125、OK、OK-Junior および Superkartを除き、ウォーターポンプはエンジンから独立し、エンジンもしくはリアホイールアクスルにより機械的に制御されなくてはならない。

5. (略)

6. イグニッショ n

F P、F C、F S-4、F S-125およびSuperkartを除くすべてのカテゴリーにおいて、使用される点火装置はC I K-F I Aの公認を得ていなければならない。

F P、F S-125、K ZおよびK Z 2について使用される点火装置はアナログ方式でなければならず、すべての可変点火装置（漸進的に早め、または遅らせる装置）は禁止とする。

OKおよびOK-J un i o rについて、使用される点火装置はインテグレーテッド・レブリミッターを備えたデジタル方式で非プログラム式でなければならない。その作動にバッテリーが必要であってはならない。

ローターが外側にあり、突出し、露出している点火装置については、回転部分を覆う防護装置が備えられていなければならない。カートの走行中に、エンジン機能のパラメーターを自動制御することを可能とするすべての電子装置は禁止とする。

審査委員の決定により、エントラントの点火装置を、C I K-F I AまたはJ A Fにより供給された点火装置と交換することができる（公認を得た同じモデル）。

OKおよびOK-J un i o rを除き、いかなるときも配線が交換できるようにコネクターが同じであれば、スターターキー・ユニットに替えて、ひとつまたはふたつのスタート／ストップ押しボタンを用いることが許可される。

## 第21条 吸気消音器

1) ~ 5) (略)

6) OK-J un i o r、OK：ダクト最大23mm

K Z、K Z 2：ダクト最大30mm

Superkartでは容量の変化するエアボックスの使用は禁止とする。

5. (略)

6. イグニッショ n

F P、F C、F S-4、F S-125およびSuperkartを除くすべてのカテゴリーにおいて、使用される点火装置はC I K-F I Aの公認を得ていなければならない。

F P、F S-125、K Z 1およびK Z 2について、使用される点火装置はアナログ方式でなければならず、すべての可変点火装置（漸進的に早め、または遅らせる装置）は禁止とする。

OKおよびOK-J un i o rについて、使用される点火装置はインテグレーテッド・レブリミッターを備えたデジタル方式で非プログラム式でなければならない。その作動にバッテリーが必要であってはならない。

ローターが外側にあり、突出し、露出している点火装置については、回転部分を覆う防護装置が備えられていなければならない。カートの走行中に、エンジン機能のパラメーターを自動制御することを可能とするすべての電子装置は禁止とする。

審査委員の決定により、エントラントの点火装置を、C I K-F I AまたはJ A Fにより供給された点火装置と交換することができる（公認を得た同じモデル）。

OKおよびOK-J un i o rを除き、いかなるときも配線が交換できるようにコネクターが同じであれば、スターターキー・ユニットに替えて、ひとつまたはふたつのスタート／ストップ押しボタンを用いることが許可される。

## 第21条 吸気消音器

1) ~ 5) (略)

6) OK、OK-J un i o r：ダクト最大23mm

K Z 1、K Z 2：ダクト最大30mm

Superkartでは容量の変化するエアボックスの使用は禁止とする。

## 第22条 排 気

すべてのカテゴリーで、磁気反応鋼材製でなければならない。  
OKにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No.21）のものでOK用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

OK-Juniorにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No.23）のものでOK-Junior用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

全カテゴリーとも（Superkartを除く）、排気はドライバーの後方で行われなければならない、また地面から45cm以上の高さで行われてはならない。

排気サイレンサーの出口は、その外径が3cm以上でなければならない、第6条と第7条に規定する限度を超えてはならない（Superkartを除く）。

排気装置を、どのような方法であれ、正常な運転位置に着座したドライバーの前方を、また位置する面を通過させることは禁止する。OKおよびSuperkartを除き、いかなる「パワーバルブ」も禁止される。

## 第23条（略）

## 第24条 燃料タンク

燃料タンクは、シャシーにしっかりと取り付けられなければならない、タンク自体からも、連結パイプ（柔軟性のあるパイプでなければならない）からも、競技中に燃料が漏れる危険性のないよう設計されなければならない。

クイックアタッチメント方式によるシャシーへの取り付けが強く推奨される。

タンクは、決して空力的付加物を構成してはならない。タンクは、通常の大気圧でのみエンジンに燃料を供給するものでなければならない。

## 第22条 排 気

すべてのカテゴリーで、磁気反応鋼材製でなければならない。  
OKにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No.21）のものでOK用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

OK-Juniorにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No.23）のものでOK-Junior用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

全カテゴリーとも（Superkartを除く）、排気はドライバーの後方で行われなければならない、また地面から45cm以上の高さで行われてはならない。

排気サイレンサーの出口は、その外径が3cm以上でなければならない、第6条と第7条に規定する限度を超えてはならない（Superkartを除く）。

排気装置を、どのような方法であれ、正常な運転位置に着座したドライバーの前方を、また位置する面を通過させることは禁止する。OKおよびSuperkartを除き、いかなる「パワーバルブ」も禁止される。

## 第23条（略）

## 第24条 燃料タンク

燃料タンクは、シャシーにしっかりと取り付けられなければならない、タンク自体からも、連結パイプ（柔軟性のあるパイプでなければならない）からも、競技中に燃料が漏れる危険性のないよう設計されなければならない。

クイックアタッチメント方式によるシャシーへの取り付けが強く推奨される。

タンクは、決して空力的付加物を構成してはならない。タンクは、通常の大気圧でのみエンジンに燃料を供給するものでなければならない。

い（つまり、燃料タンクとキャブレターの間に位置する燃料ポンプを除き、燃料タンク内の圧力に影響を及ぼす機械式またはそれ以外のすべての原理またはシステムは禁止とする）。

燃料タンクは、シャシー／フレームのメインチューブの間で、シートの前方で、フロントホイールの回転軸の後方に位置していなければならぬ。

Superkartにおいて、燃料タンクの総容量は最大19リットルとする。出口径は5mmを超えてはならない。

## 第25条 燃料

### 1. 燃料

石油会社で生産され、通常のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用が義務付けられる。

また、JAF国内競技車両規則第4編カーボンニュートラルに関する共通規定第2条に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。

エンジンオイルについては、通常市販されているもののみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。

すべての燃料冷却方式は禁止される。

## 第26条 ホイールおよびタイヤ

### 1. 1)～2) (略)

3) 寸法は次の通りとする。

①リムの直径は最大5インチとする。ただしクラスFCおよびSuperkartのリムの直径は6インチまで認められる。

②～③ (略)

4) タイヤが制限される特定の車両クラスは別途定める細則「指定カートタイヤについて」によって指定されたタイヤを使用しなければ

い（つまり、燃料タンクとキャブレターの間に位置する燃料ポンプを除き、燃料タンク内の圧力に影響を及ぼす機械式またはそれ以外のすべての原理またはシステムは禁止とする）。

燃料タンクは、シャシー／フレームのメインチューブの間で、シートの前方で、フロントホイールの回転軸の後方に位置していなければならぬ。

Superkartにおいて、燃料タンクの総容量は最大19リットルとする。出口径は5mmを超えてはならない。

## 第25条 燃料

### 1. 燃料

石油会社で生産され、通常のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用が義務付けられる。

また、2023年JAF国内競技車両規則第4編カーボンニュートラルに関する共通規定第2条に合致する燃料について、日本国内での使用に係る関係法令等（道路運送車両の保安基準、揮発油等の品質確保等に関する法律、等）に準拠するものであれば、オーガナイザーは特別規則にてその使用を規定することができる。

エンジンオイルについては、通常市販されているもののみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。

すべての燃料冷却方式は禁止される。

## 第26条 ホイールおよびタイヤ

### 1. 1)～2) (略)

3) 寸法は次の通りとする。

①リムの直径は最大5インチとする。ただしクラスFCおよびSuperkartのリムの直径は6インチまで認められる。

②～③ (略)

4) タイヤが制限される特定の車両クラスは別途定める細則「指定カートタイヤについて」によって指定されたタイヤを使用しなければ

<p>ならない。</p> <p>①OK、OK-Junior、<u>Superkart</u> : CIK-FIA 公認タイヤの使用が義務付けられる。</p> <p>②JAF指定タイヤの使用が義務付けられるクラス： FP-Jr、FP-Jr Cadets、FP-2、FP-3</p> <p>5) (略)</p> <p>6) 以下に示すCIK-FIA標準リムを使用することが望ましい。</p> <p>①タイヤ用カップリングの直径： 5インチのリムの場合：126.2mm (公差-1mm)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>2. ビードによる固定</p> <p>すべてのカート競技では、ホイールはリムの外側に3本以上のペグで固定した何らかの形のビードを備えることが推奨される。</p> <p>第2種カートコースを走行するカテゴリーFC車両のビードは、各リアホイールのリムの外側に3本以上のペグで固定されていなければならず、同ホイールのリムの内側は3本以上のペグを備えることが推奨される。</p> <p><u>Superkart</u>においては、すべてのホイールにビードが備わっていなければならぬ。リアホイールに関しビードはリムの外側に3本以上、内側に3本のペグで固定されていなければならぬ。</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第28条 1.～2. (略)</p> <p>3. ナンバープレートの材質は不透明で柔軟なプラスチックでなければならぬ。<u>Superkart</u>においては、ファイバーガラス(ポリエスチル)でもよく、また競技ナンバーをリアラジエターに記載することも許される。</p>	<p>ならない。</p> <p>①OK、OK-Junior、<u>Superkart</u> : CIK-FIA公認 タイヤの使用が義務付けられる。</p> <p>②JAF指定タイヤの使用が義務付けられるクラス： FP-Jr、FP-Jr Cadets、FP-2、FP-3</p> <p>5) (略)</p> <p>6) 以下に示すCIK-FIA標準リムを使用することが望ましい。</p> <p>①タイヤ用カップリングの直径： 5インチのリムの場合：126.2mm (ハンプ構造の場合は公 差±1.2mm、スクリュータイプのリムの直径では公差-1 mm)</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>2. ビードによる固定</p> <p>すべてのカート競技では、ホイールはリムの外側に3本以上のペグで固定した何らかの形のビードを備えることが推奨される。</p> <p>第2種カートコースを走行するカテゴリーFC車両のビードは、各リアホイールのリムの外側に3本以上のペグで固定されていなければならず、同ホイールのリムの内側は3本以上のペグを備えることが推奨される。</p> <p><u>Superkart</u>においては、すべてのホイールにビードが備わっていなければならぬ。リアホイールに関しビードはリムの外側に3本以上、内側に3本のペグで固定されていなければならぬ。</p> <p>第27条 (略)</p> <p>第28条 1.～2. (略)</p> <p>3. ナンバープレートの材質は不透明で柔軟なプラスチックでなければならぬ。<u>Superkart</u>においては、ファイバーガラス(ポリエスチル)でもよく、また競技ナンバーをリアラジエターに記載することも許される。</p>
--	--

4. ~ 6. (略)

7. 1) (略)

2) 字体は幅 2 cm の字画で最小高 1 2 cm (Superkartについてはそれぞれ 3 cm、 20 cm) とする。

3) (略)

## 第29条 公認

### 1. 公認

#### 1) シャシーの公認

本条4. に従って、 OK-Junior、 OK および KZ 2 のシャシーは CIK-FIA または JAF の公認を得なければならぬ。

これらは製造会社のカタログに記載され、 CIK-FIA により制定された形式に従って “公認書式” という書類に記載される対象とななければならぬ。

シャシーは 3 年間の有効期間で公認されることとする。公認の延長は可能とされる。公認期間が満了した後、さらに 2 年間 JAF 公認競技会で使用することが認められる。

それぞれの公認に対する最低台数：タイヤを除き、 50 台のシャシーが組み立てられていなければならない。

#### 2) エンジンの公認

カテゴリー FC 、 FS-125 、 FS-4 および Mini を除く全てのカテゴリーのエンジンは、 CIK-FIA または JAF の公認を得なければならない。

JAF 公認エンジンの公認有効期間は 9 年間とする。なお、公認の延長は可能とされる。公認期間が満了した後、さらに 2 年間 JAF 公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

公認される以前に競技に使用してはならず、かつ、次の条件を満たさなければならない。

4. ~ 6. (略)

7. 1) (略)

2) 字体は幅 2 cm の字画で最小高 1 5 cm (Superkartについてはそれぞれ 3 cm、 20 cm) とする。

3) (略)

## 第29条 公認

### 1. 公認

#### 1) シャシーの公認

本条4. に従って、 OK 、 OK-Junior および KZ 2 のシャシーは CIK-FIA または JAF の公認を得なければならぬ。

これらは製造会社のカタログに記載され、 CIK-FIA により制定された形式に従って “公認書式” という書類に記載される対象とななければならぬ。

シャシーは 3 年間の有効期間で公認されることとする。公認の延長は可能とされる。公認期間が満了した後、さらに 2 年間 JAF 公認競技会で使用することが認められる。

それぞれの公認に対する最低台数：タイヤを除き、 50 台のシャシーが組み立てられていなければならない。

#### 2) エンジンの公認

カテゴリー FC 、 FS-4 、 FS-125 および Mini を除く全てのカテゴリーのエンジンは、 CIK-FIA または JAF の公認を得なければならない。

JAF 公認エンジンの公認有効期間は 9 年間とする。なお、公認の延長は可能とされる。公認期間が満了した後、さらに 2 年間 JAF 公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

公認される以前に競技に使用してはならず、かつ、次の条件を満たさなければならない。

また、C I K-F I A公認期間が満了した後、さらにJ A Fが認めた場合、エンジン・キャブレター・インテークサイレンサー・イグニッションはJ A F公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

①～④ (略)

2. ～5. (略)

6. フォーミュラピストンジュニアカデット (F P-J r C a d e t s) のシャシーの申請

F P-J r C a d e t sのシャシーは、ボディワークを含み、本規定および下記に従い、J A Fに申請されたものでなければならぬ。

1) ～2) (略)

3) 申請 :

① (略)

② J A F所定の書式に従い、当該シャシーを使用して初めて参加する競技会の2ヶ月前までにJ A Fに提出すること。

ただし、本規定第52条 (M i n i 特別規定) 3. 1) に従いC I K-F I Aに公認されたシャシーまたはボディワークは使用することができる。

7. F C、F S-1 2 5、F S-4およびM i n i のエンジンの登録  
カテゴリーF C、F S-1 2 5、F S-4およびM i n i のエンジンはそれぞれ第5章、第6章および第10章で定義された量産のものを基本としなくてはならない。クランクシャフト、クランクケース、シリンダーヘッド、排気／吸気制御装置の交換については、エンジン製造業者のエンジンに対する公認リストに記載されていなくてはならない。

その申請にあたっては、最低200台の量産ラインから25基のエンジンを査察することができる証明を提出しなくてはならない。この査察は製造工場または、製造者により指定されたその他の主要代理店のいずれかで行うことができる。

また、C I K-F I A公認期間が満了した後、さらにJ A Fが認めた場合、エンジン・キャブレター・インテークサイレンサー・イグニッションはJ A F公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

①～④ (略)

2. ～5. (略)

6. フォーミュラピストンジュニアカデット (F P-J r Cadets) のシャシーの申請

F P-J r Cadetsのシャシーは、ボディワークを含み、本規定および下記に従い、J A Fに申請されたものでなければならない。

1) ～2) (略)

3) 申請 :

① (略)

② J A F所定の書式に従い、当該シャシーを使用して初めて参加する競技会の2ヶ月前までにJ A Fに提出すること。

ただし、本規定第46条 (M i n i 特別規定) 3. 1) に従いC I K-F I Aに公認されたシャシーまたはボディワークは使用することができる。

7. F C、F S-4、F S-1 2 5およびM i n i のエンジンの登録  
カテゴリーF C、F S-4、F S-1 2 5およびM i n i のエンジンはそれぞれ第5章、第6章、第7章および第11章で定義された量産のものを基本としなくてはならない。クランクシャフト、クランクケース、シリンダーヘッド、排気／吸気制御装置の交換については、エンジン製造業者のエンジンに対する公認リストに記載されていなくてはならない。

その申請にあたっては、最低200台の量産ラインから25基のエンジンを査察することができる証明を提出しなくてはならない。この査察は製造工場または、製造者により指定されたその他の主要代理店のいずれかで行うことができる。

登録はC I K-F I Aの公式の登録用紙で行う。その他すべての公認書に記載されていない装備は自由であるが、燃料噴射およびいかなる形式の電動式キャブレーション処理装置があつてはならない。

申請にあたつては、エンジンの写真と仕様書およびマフラーとキャブレター寸法図を提出し、またJ A Fによって規定された条件のすべてを満たしていなければならぬ。

### 第30条 テレメトリー

1. (略)
2. データロガー (データ蓄積装置)

データロガーの仕様は自由であるが、エンジンの通常の作動に影響や変更を及ぼしてはならない。

K Z 2において、排気温度センサーを使用することは自由であるが、公認されたエキゾーストまたは寸法が規制されたマニホールドを改造することはできない。

OK-J u n i o rおよびOKにおいて、排気温度センサーは、OK-J u n i o rについては図No.23、OKについては図No.21に指定された位置にのみ取り付けることができる。

3. (略)

### 第31条 リア赤色灯

S u p e r k a r tについて装着が義務付けられ、F I Aに公認されなければならない。L E Dの赤色灯はドライバッテリーから電気の供給を受け、コクピットから防水のスイッチにより操作される。赤色灯は、地面から高さ40cmから60cmの間で、カートの中心線から両側に最大で40cmの位置に設置されていなければならない。また、競技の期間を通じて作動しなければならない。

赤色灯は、ウェットコンディションの際、レースディレクターの決定により点灯されなければならない。

登録はC I K-F I Aの公式の登録用紙で行う。その他すべての公認書に記載されていない装備は自由であるが、燃料噴射およびいかなる形式の電動式キャブレーション処理装置があつてはならない。

申請にあたつては、エンジンの写真と仕様書およびマフラーとキャブレター寸法図を提出し、またJ A Fによって規定された条件のすべてを満たしていなければならぬ。

### 第30条 テレメトリー

1. (略)
2. データロガー (データ蓄積装置)

データロガーの仕様は自由であるが、エンジンの通常の作動に影響や変更を及ぼしてはならない。

K Z 2において、排気温度センサーを使用することは自由であるが、公認されたエキゾーストまたは寸法が規制されたマニホールドを改造することはできない。

OKおよびOK-J u n i o rにおいて、排気温度センサーは、OKについては図No.21、OK-J u n i o rについては図No.23に指定された位置にのみ取り付けることができる。

3. (略)

### 第31条 リア赤色灯

Superkartについて装着が義務付けられ、F I Aに公認されなければならない。L E Dの赤色灯はドライバッテリーから電気の供給を受け、コクピットから防水のスイッチにより操作される。赤色灯は、地面から高さ40cmから60cmの間で、カートの中心線から両側に最大で40cmの位置に設置されていなければならない。また、競技の期間を通じて作動しなければならない。

赤色灯は、ウェットコンディションの際、レースディレクターの決定により点灯されなければならない。

### 第32条 バッテリー

始動装置 (Superkartにおいては、これに加えてリアライト、ウォーターポンプ) の電源 (点火装置の電源を含む) として、ドライバッテリーまたはゲル状のバッテリーのみ許される。バッテリーは、シャシフレームの周辺、またはフロアトレイに設置する。

### 第3章 カートと装備の安全性

#### 第33条 (略)

### 第4章 フォーミュラピストン特別規定

#### 第34条 フォーミュラピストンジュニアカデット

(FP-Jr Cadets)

1. 本規則第2章第29条の規定に基づき、JAFによってFP-Jr Cadets用に公認されたギヤボックス無しの7ps相当の単気筒空冷式量産2サイクルエンジンでいかなる方式の“パワーバルブ”も禁止される。
2. ~6. (略)
7. クラッチ: JAFが公認した遠心クラッチが義務付けられる。クラッチは製造者によりエンジンと共に公認されるか、又は同一の公認期間について別の部品として公認されてよい。この様な別個の公認はこのクラスに対する製造者によるエンジンに限定される。始動方式は電動式か、反動式のいずれか、またはその両者であってよい。クラッチの遠心のかみあいは、エンジンが6,000回転に達するまでに発生しなくてはならない。
8. ~10. (略)

#### 第35条 フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr)

1. ~5. (略)
6. クラッチ: 取付は自由。ただし、取付ける場合は、JAFが公認

### 第32条 バッテリー

始動装置 (Superkartにおいては、これに加えてリアライト、ウォーターポンプ) の電源 (点火装置の電源を含む) として、ドライバッテリーまたはゲル状のバッテリーのみ許される。バッテリーは、シャシフレームの周辺、またはフロアトレイに設置する。

### 第3章 カートと装備の安全性

#### 第33条 (略)

### 第4章 フォーミュラピストン特別規定

#### 第34条 フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr)

1. ~5. (略)

6. クラッチ: 取付は自由。ただし、取付ける場合は、JAFが公認した遠心クラッチが義務付けられる。クラッチは製造者によりエンジンと共に公認されるか、または同一の公認期間について別の部品として公認されてよい。この様な別個の公認はこのクラスに対する製造者によるエンジンに限定される。始動方法は電動式か、反動式のいずれか、その両者であってよい。

7. ~8. (略)

#### 第35条 フォーミュラピストンジュニアカデット

(FP-Jr Cadets)

1. 本規則第2章第29条の規定に基づき、JAFによってFP-Jr

した遠心クラッチが義務付けられる。クラッチは製造者によりエンジンと共に公認されるか、または同一の公認期間について別の部品として公認されてよい。この様な別個の公認はこのクラスに対する製造者によるエンジンに限定される。始動方法は電動式か、反動式のいずれか、またはその両者であってよい。

7. ~ 8. (略)

Cadets用に公認されたギヤボックス無しの7ps相当の単気筒空冷式量産2サイクルエンジンでいかなる方式の“パワーバルブ”も禁止される。

2. ~ 6. (略)

7. クラッチ：J A Fが公認した遠心クラッチが義務付けられる。クラッチは製造者によりエンジンと共に公認されるか、又は同一の公認期間について別の部品として公認されてよい。この様な別個の公認はこのクラスに対する製造者によるエンジンに限定される。始動方式は電動式か、反動式のいずれかか、その両者であってよい。クラッチの遠心のかみあいは、エンジンが6,000回転に達するまでに発生しなくてはならない。

8. ~ 10. (略)

第36条～第37条 (略)

## 第5章 フォーミュラC特別規定

### 第38条 フォーミュラC-2 (F C - 2)

本規則第2章第29条の規定に基づき、J A FまたはC I K-F I Aによって公認（登録）されたエンジンを搭載する第2種カートコース専用競技車両。

1. ~ 12. (略)

### 第39条 フォーミュラC (F C)

1. ~ 2. (略)

第36条～第37条 (略)

## 第5章 フォーミュラC特別規定

### 第38条 フォーミュラC (F C)

1. ~ 2. (略)

### 第39条 フォーミュラC-2 (F C - 2)

本規則第2章第29条の規定に基づき、J A FまたはC I K-F I Aによって公認（登録）されたエンジンを搭載する第2種カートコース専用競技車両。

1. ~ 12. (略)

## 第6章 フォーミュラスーパー特別規定

### 第40条 フォーミュラスーパーM i n i (F S - M i n i)

1. 下記に従って J A F または C I K - F I A に公認 (登録) されたエンジン。
- 1) ワンメイクエンジンとする。
  - 2) 空冷または水冷の 2 ストロークエンジン。
  - 3) 最大気筒容積: 6 0 cc。
  - 4) 点火装置:自由。
  - 5) パワーバルブ:自由。
  - 6) キャブレター:自由、ただしインジェクションは禁止。
  - 7) 過給機は禁止。
  - 8) 始動方式:自由。
  - 9) クラッチ:自由。
  - 10) 吸気消音器:義務付けられる、機構は自由。

### 第41条 フォーミュラスーパー100 (F S - 100)

1. 下記に従って J A F または C I K - F I A に公認 (登録) されたエンジン。
- 1) ワンメイクエンジンとする。
  - 2) 空冷または水冷の 2 ストロークエンジン。
  - 3) 最大気筒容積: 1 0 0 cc。
  - 4) 点火装置:自由。
  - 5) パワーバルブ:自由。
  - 6) キャブレター:自由、ただしインジェクションは禁止。
  - 7) 過給機は禁止。
  - 8) 始動方式:自由。
  - 9) クラッチ:自由。
  - 10) 吸気消音器:義務付けられる、機構は自由。

## 第6章 フォーミュラスーパー4特別規定

### 第40条 フォーミュラスーパー4 (F S - 4)

1. ~ 3. (略)

#### 第42条 フォーミュラスーパー125Minni

(FS-125Minni)

- 下記に従ってJAFまたはCIAに公認（登録）されたエンジン。
  - ワンメイクエンジンとする。
  - 空冷または水冷の2ストロークエンジン。
  - 最大気筒容積：125cc。
  - 点火装置：自由。
  - パワーバルブ：自由。
  - キャブレター：自由、ただしインジェクションは禁止。
  - リストリクター：義務付けられる。
  - 過給器は禁止。
  - 始動方式：自由。
  - クラッチ：自由。
- 吸気消音器：義務付けられる、機構は自由。
- パワーウェイトレシオ数値（ドライバー重量を含む）：ジュニアカデット部門：8.0 kg/psから13.0 kg/ps

#### 第43条 フォーミュラスーパー125Junior

(FS-125Junior)

- 下記に従ってJAFまたはCIAに公認（登録）されたエンジン。
  - ～11）（略）
  - パワーウェイトレシオ数値（ドライバー重量を含む）：ジュニア部門：4.0 kg/psから11.0 kg/ps

#### 第44条 フォーミュラスーパー125 (FS-125)

- 下記に従ってJAFまたはCIAに公認（登録）されたエンジン。
  - ～11）（略）

#### 第7章 フォーミュラスーパー125特別規定

##### 第41条 フォーミュラスーパー125 (FS-125)

- 下記に従ってJAFまたはCIAに登録されたエンジン。
  - ～11）（略）

##### 第42条 フォーミュラスーパー125Junior

(FS-125Junior)

- 下記に従ってJAFまたはCIAに登録されたエンジン。
  - ～11）（略）
  - パワーウェイトレシオ数値（ドライバー重量を含む）：
    - ジュニア部門：4.0 kg/psから11.0 kg/ps
    - ジュニアカデット部門：8.0 kg/psから13.0 kg/ps

第45条 フォーミュラスーパーKZ125 (FS-KZ125)

1. 下記に従ってJAFまたはCIAに公認（登録）されたエンジン。
- 1) ワンメイクエンジンとする。
  - 2) 空冷または水冷の2ストロークエンジン。
  - 3) 最大排気量: 125cc。
  - 4) 点火装置:自由。
  - 5) キャブレター:自由、ただしインジェクションは禁止。
  - 6) 過給機は禁止。
  - 7) 始動方式:自由。
  - 8) 最低2速から最高6速までのギヤボックス。
  - 9) 吸気消音器:義務付けられる、機構は自由。

第46条 フォーミュラスーパーKZ175 (FS-KZ175)

1. 下記に従ってJAFまたはCIAに公認（登録）されたエンジン。
- 1) ワンメイクエンジンとする。
  - 2) 空冷または水冷の2ストロークエンジン。
  - 3) 最大排気量: 175cc。
  - 4) 点火装置:自由。
  - 5) パワーバルブ:自由。
  - 5) キャブレター:自由、ただしインジェクションは禁止。
  - 6) 過給機は禁止。
  - 7) 始動方式:自由。
  - 8) 最低2速から最高6速までのギヤボックス。
  - 9) 吸気消音器:義務付けられる、機構は自由。

第47条 フォーミュラスーパー4 (FS-4)

- 1. ~3. (略)

## 第7章 OK特別規定

### 第48条 OK-Junior

1. ~ 10. (略)
11. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法-長さ：18.5 mm ;、ピッチ：M14×1.25
12. 最大14,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。
13. ~ 18. (略)
19. タイヤ：C I K-F I A公認5インチ。  
但し、オーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した場合は、適用する技術規則に定めることにより、上記と異なるタイヤを用いることができる。
20. 最低総重量：140 kg (ドライバー含む)。
21. カートの最低重量：70 kg (燃料を除く)。  
\* C I K-F I A カート技術規定 9.1 0.2  
リードバルブインテークのみが認められる。  
公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならぬ。
- 許される改造：以下を除き公認エンジンへのすべての改造が認められる。  
a) ~ b) (略)

### 第49条 OK

1. ~ 5. (略)
6. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No.2による測定方法とする。
7. ~ 9. (略)
10. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法-長さ：18.5 mm ;、ピッチ：M14×1.25

## 第8章 OK特別規定

### 第43条 OK

1. ~ 5. (略)
6. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No.2による測定方法とする。
7. ~ 9. (略)
10. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法-長さ：18.5 mm ;、ピッチ：M14×1.25
11. 最大16,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。
12. ~ 17. (略)
18. タイヤ：C I K-F I A公認5インチプライムタイプ  
但し、オーガナイザーからの申請に基づきJ A Fが承認した場合は、適用する技術規則に定めることにより、上記と異なるタイヤを用いることができる。
19. ~ 20. (略)

### 第44条 OK-Junior

1. ~ 10. (略)
11. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法-長さ：18.5 mm ;、ピッチ：M14×1.25
12. 最大14,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。
13. ~ 18. (略)
19. タイヤ：C I K-F I A公認5インチオプションタイプ。

11. 最大 1 6,0 0 0 rpm の指定リミッター付き公認点火装置。  
 12. ~17. (略)  
 18. タイヤ : C I K-F I A 公認 5 インチ。  
 但し、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した場合は、適用する技術規則に定めることにより、上記と異なるタイヤを用いることができる。  
 19. ~20. (略)

但し、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した場合は、適用する技術規則に定めることにより、上記と異なるタイヤを用いることができる。

20. 最低総重量 : 140kg (ドライバー含む)。

21. カートの最低重量 : 70kg (燃料を除く)。

\* C I K-F I A カート技術規定 9.1 0.2  
 リードバルブインテークのみが認められる。

公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならない。

許される改造 : 以下を除き公認エンジンへのすべての改造が認められる。

a) ~ b) (略)

## 第8章 K Z 特別規定

### 第50条 K Z 2 および K Z

- a) ~ b) (略)  
 1. ~7. (略)  
 8. K Z において : 手動あるいは電子機械式ギアボックス制御。  
 9. ~16. (略)  
 17. タイヤ : 5 インチ  
 - K Z : 公認されたプライムタイプ  
 - K Z 2 : 公認されたプライムまたはオプションタイプ  
 18. 最小重量 :  
 - K Z および K Z 2 、第1種および第2種サーキット : 175kg.  
 19. (略)

### 第45条 K Z 2 および K Z 1

- a) ~ b) (略)  
 1. ~7. (略)  
 8. K Z 1 において : 手動あるいは電子機械式ギアボックス制御。  
 9. ~16. (略)  
 17. タイヤ : 5 インチ  
 - K Z 1 : 公認されたプライムタイプ  
 - K Z 2 : 公認されたプライムまたはオプションタイプ  
 18. 最小重量 :  
 - K Z 1 および K Z 2 、第1種および第2種サーキット : 175kg.  
 19. (略)

## 第9章 Super kart 特別規定

## 第10章 Super kart 特別規定

## 第51条 Super kart

1. ~ 2. (略)
3. 気筒容積：最大250cc。
4. ~ 7. (略)
8. 最低重量：  
① 1シングルシリンダーエンジン：208 kg (車体を含み)、カートの最低重量：98 kg (車体・燃料を除く)。  
② その他のエンジン：218 kg (車体を含み)、カートの最低重量：113 kg (車体・燃料を除く)。

## 第10章 Mini 特別規定

## 第52条 Mini 特別規定

1. (略)
2. 1) ~ 4) (略)
- 5) エンジン

全般：OK、OK-Junior、KZ2、KZ、およびMini エンジンは、製造者のカタログに記載されていなければならず、CIK-FIAによって確立されたモデルからの「公認書式 (Homologation Form)」と呼ばれる記述書式の対象とならなければならない。この公認書式は、ASNおよびCIK-FIAによって証印が押され、署名されるものとする (公認規則参照)。

### イグニッション：

Super kartとMini を除くすべてのカテゴリーで、使用される点火システムはCIK-FIAにより公認されなければならない。

OK-Junior、OKおよびMini のカテゴリーの場合、点火はデジタル方式で非プログラマブル式の、インテグレーテッド・レブリミッターを伴うものでなければならない。

## 第46条 Super kart

1. ~ 2. (略)
3. 気筒容積：最大250cc。
4. ~ 7. (略)
8. 最低重量：  
① 1シングルシリンダーエンジン：208 kg (車体を含み)、カートの最低重量：98 kg (車体・燃料を除く)。  
② その他のエンジン：218 kg (車体を含み)、カートの最低重量：113 kg (車体・燃料を除く)。

## 第11章 Mini 特別規定

## 第47条 Mini 特別規定

1. (略)
2. 1) ~ 4) (略)
- 5) エンジン

全般：OK、OK-Junior、KZ2、KZ1、およびMini エンジンは、製造者のカタログに記載されていなければならず、CIK-FIAによって確立されたモデルからの「公認書式 (Homologation Form)」と呼ばれる記述書式の対象とならなければならない。この公認書式は、ASNおよびCIK-FIAによって証印が押され、署名されるものとする (公認規則参照)。

### イグニッション：

Super kartとMini を除くすべてのカテゴリーで、使用される点火システムはCIK-FIAにより公認されなければならない。

OK、OK-Junior、およびMini のカテゴリーの場合、点火はデジタル方式で非プログラマブル式の、インテグレーテッド・レブリミッターを伴うものでなければならない。

い。その操作のためにバッテリーを要してはならない。

#### 6) 吸気消音装置

SuperkartとMini以外のすべてのカテゴリーでは、CIK-FIAによって公認された吸気消音装置が義務付けられる。

Miniカテゴリーの場合：ダクト 23mm+/-1mm、円錐形。可変容積のエアボックスは禁止される。

#### 7) (略)

#### 8) ホイール：リムおよびタイヤ

##### 5インチタイヤ：

フロントホイールの最大外径は260mm、リアホイールの外径は最大290mmとする。

リアホイールの最大幅は150mmで、フロントホイールの最大幅は120mmとする。

#### 9) 公認、識別および検査

検査：検査のために、以下の公差が許容される：

##### －コネクティングロッドセンターイン：

グループ3：+/-0.1mm

##### －ピストンストローク：

グループ3：エンジンを組付けた状態：+/-0.1mm

##### －点火装置、エンジン

(OK-junior、OKおよびMiniのエンジンを除く)：±2°

##### －OK、OK-junior、Miniエンジン

(ピストン、クランクシャフト&コンロッド、リードボックス、バランスシャフト)：

寸法：<25mm 25-60mm 60-100mm >100mm

公差：+/-0.5mm +/-0.8mm +/-1mm  
+/-1.5mm

その操作のためにバッテリーを要してはならない。

#### 6) 吸気消音装置

SuperkartとMini以外のすべてのカテゴリーでは、CIK-FIAによって公認された吸気消音装置が義務付けられる。

Miniカテゴリーの場合：ダクト 23mm+/-1mm、円錐形。可変容積のエアボックスは禁止される。

#### 7) (略)

#### 8) ホイール：リムおよびタイヤ

##### 5インチタイヤ：

フロントホイールの最大外径は260mm、リアホイールの外径は最大290mmとする。

リアホイールの最大幅は150mmで、フロントホイールの最大幅は120mmとする。

#### 9) 公認、識別および検査

検査：

検査のために、以下の公差が許容される：

##### －コネクティングロッドセンターイン：

グループ3：+/-0.1mm

##### －ピストンストローク：

グループ3：エンジンを組付けた状態：+/-0.1mm

##### －点火装置、エンジン

(OKジュニア、OKおよびMiniのエンジンを除く)：±2°

##### －OK、OK-junior、Miniエンジン

(ピストン、クランクシャフト&コンロッド、リードボックス、バランスシャフト)：

寸法：<25mm 25-60mm 60-100mm >100mm

公差：+/-0.5mm +/-0.8mm +/-1mm

3. C I K-F I A カート技術規定第6条グループ3 (M i n i) のカート：

一般規則

1) シャシー

すべてのグループ3のシャシーは公認されなければならない。これらは、製造者のカタログおよび「公認書式 (Homologation Form)」と呼ばれる記述書式に記載され、C I K-F I Aによって作成されたモデルに従い、A S Nによって押印される。

シャシーは、3年ごとに3年の有効期間で公認される。

公認されたシャシーは、F P-J r C a d e t s用にも使用することができる。

フレームは以下の特性に従っていなければならない：

パイプの数：6；アンチロールバーを使用することは認められない。

フレームパイプのサイズ：磁性鋼材製の  $28 \times 2 \text{ mm}$  ( $+/- 0.1 \text{ mm}$ )。

リアアクスルベアリング：最大2。

座席支持部：4、固定され、フレームに溶接される、磁性鋼材製。

シャシーフレームの改造（例えば、パイプの位置）は、公認書式に記載されている寸法を遵守している場合にのみ、また曲線部が公認の際にあったパイプ上の位置でのみ移動している場合に、認められる。

2) ~ 5) (略)

第11章 EVカート特別規定

第53条 EVカート (EV-M i n i、EV-J u n i o r、EV)  
特別規定

$+/- 1.5 \text{ mm}$

3. C I K-F I A カート技術規定第6条グループ3 (M i n i) のカート：

一般規則

1) シャシー

すべてのグループ3のシャシーは公認されなければならない。これらは、製造者のカタログおよび「公認書式 (Homologation Form)」と呼ばれる記述書式に記載され、C I K-F I Aによって作成されたモデルに従い、A S Nによって押印される。

シャシーは、3年ごとに3年の有効期間で公認される。

公認されたシャシーは、F P-J r Cadets用にも使用することができる。

フレームは以下の特性に従っていなければならない：

パイプの数：6；アンチロールバーを使用することは認められない。

フレームパイプのサイズ：磁性鋼材製の  $28 \times 2 \text{ mm}$  ( $+/- 0.1 \text{ mm}$ )。

リアアクスルベアリング：最大2。

座席支持部：4、固定され、フレームに溶接される、磁性鋼材製。

シャシーフレームの改造（例えば、パイプの位置）は、公認書式に記載されている寸法を遵守している場合にのみ、また曲線部が公認の際にあったパイプ上の位置でのみ移動している場合に、認められる。

2) ~ 5) (略)

第12章 EVカート特別規定

第48条 EVカート (EV、EV-Junior、EV-JrCadets) 特別規定

1. ~ 6. (略)

7. パワーウエイトレシオ数値 (ドライバー重量含む)

EV-Mini 部門 : 1.2 kg/kwから 1.7 kg/kw以内。

EV-Junior 部門 : 6.0 kg/kwから 14.0 kg/kw以内。

## 第12章 その他の車両 (リブレ)

第54条 「その他の車両 (リブレ)」に関する規定

(略)

第55条 4輪車用エンジン搭載の禁止

(略)

第56条 リブレ車両の使用

(略)

## 第13章 本規則の施行

第57条 本規則の施行

本規則は、2026年1月1日より施行する。

1. ~ 6. (略)

7. パワーウエイトレシオ数値 (ドライバー重量含む)

EVジュニア部門 : 6.0 kg/kwから 14.0 kg/kw以内。

EVジュニアカデット部門 : 12 kg/kwから 17 kg/kw以内。

## 第13章 その他の車両 (リブレ)

第49条 「その他の車両 (リブレ)」に関する規定

(略)

第50条 4輪車用エンジン搭載の禁止

(略)

第51条 リブレ車両の使用

(略)

## 第14章 本規則の施行

第52条 本規則の施行

本規則は、2025年1月1日より施行する。

2026年JAF国内カート競技規則細則・指定カートタイヤについて  
(略)

1. 1) (1) ~ (3) (略)

(4) タイヤ寸法：国内カート競技車両規則第26条により下記の通りとする。

①外側直径……フロントタイヤ 最大28cm

リアタイヤ 最大30cm

②最大幅………フロントタイヤ 13.5cm

リアタイヤ 21.5cm

(5) (略)

2) 性能：

(1) ①~② (略)

③常温時（摂氏20度）に下記の距離の走行が可能であること。

a. ~ b. (略)

c. F P - J r Cadets / M i n i : およそ 600 km

(2) ウエットタイヤについては下記の通りとする。

乾燥路面においても耐久性が維持されること（およそ25km 走行可能であること）。

(3) (略)

2. 指定タイヤの申請について

1) (略)

2) 申請方法：

下記要領に従い申請すること。

(1) (略)

(2) 申請提出先：一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

(3) 申請内容：

①~③ (略)

④適用クラス……次の3クラスの中から適用クラスを明記すること

2025年JAF国内カート競技規則細則・指定カートタイヤについて  
(略)

1. 1) (1) ~ (3) (略)

(4) タイヤ寸法：国内カート競技車両規則第26条により下記の通りとする。

①外側直径……フロントタイヤ 最大28cm

リアタイヤ 最大30cm

②最大幅………フロントタイヤ 13.5cm

リアタイヤ 21.5cm

(5) (略)

2) 性能：

(1) ①~② (略)

③常温時（摂氏20度）に下記の距離の走行が可能であること。

a. ~ b. (略)

c. F P - J r Cadets / M i n i : およそ 600 km

(2) ウエットタイヤについては下記の通りとする。

乾燥路面においても耐久性が維持されること（およそ25km 走行可能であること）。

(3) (略)

2. 指定タイヤの申請について

1) (略)

2) 申請方法：

下記要領に従い申請すること。

(1) (略)

(2) 申請提出先：一般社団法人日本自動車連盟（JAF）本部モータースポーツ部

(3) 申請内容：

①~③ (略)

④適用クラス……次の3クラスの中から適用クラスを明記すること

<p>と。</p> <p>a. ~ b. (略)</p> <p>c. F P - J r <u>Cadets</u> / M i n i</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥性能概要………上記1. の2)に基づく性能基準を指数<u>100</u>とし、申請タイヤとの比較テスト結果を指数で表すこと。</p> <p>⑦~⑨ (略)</p> <p>3. ~ 6. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>こと。</p> <p>a. ~ b. (略)</p> <p>c. F P - J r <u>Cadets</u> / M i n i</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥性能概要………上記1. の2)に基づく性能基準を指数<u>100</u>とし、申請タイヤとの比較テスト結果を指数で表すこと。</p> <p>⑦~⑨ (略)</p> <p>3. ~ 6. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--